

# 安全衛生関係視聴覚教材貸与実施要綱

## 1 目的

会員事業所における労働災害を防止するため、一般社団法人川口地区労働基準協会（以下「本法人」という。）が、その保有する安全衛生関係視聴覚教材（以下「視聴覚教材」という。）を貸与することにより職場における労働安全衛生の高揚を図ることを目的とする。

## 2 視聴覚教材

この要綱において視聴覚教材とは、O H P 機器、D V D 及びビデオテープをいう。

## 3 貸与対象者

視聴覚教材の貸与対象者は、本法人の事業地域内にある次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1)本法人会員事業所
- (2)その他本法人が適当と認めたもの。

## 4 貸与経費

貸与に関する経費は無償とする。ただし、本法人会員事業所以外に貸与する場合は、教材 1 本について 12,000 円(2 泊 3 日)の有償とする。(平成 20 年 6 月 16 日改正)

## 5 貸与期間等

貸与期間は、返却日を含め原則 7 日以内とし一回の貸与本数は、5 本までとする。

## 6 貸与申請

視聴覚教材の貸与を希望する者（以下「借用者」という。）は、本法人に電話にて確認のうえ、様式 1 の貸与申請書を使用日の 5 日前までに提出する。

## 7 受渡し及び返却

視聴覚教材の受渡し及び返却は次の各号による。

- (1)貸出しほは、借用者が来会のうえ現品を受領するか、宅配便等（借用者負担）により貸出しだすものとする。
- (2)返却は、借用者が現品を返却日までに持参するか、宅配便等（借用者負担）により返却するものとする。
- (3)O H P 機器、D V D 機器については、宅配便等による貸出し及び返却は行わないものとする。
- (4)借用者は、視聴覚教材を転貸してはならない。

## 8 破損の場合の取扱い

視聴覚教材が破損した場合の取扱いは、次の各号による。

- (1)借用者は、視聴覚教材が貸与期間中に破損した場合は修理を行わず、返却日にその破損状況を書面により本法人に報告する。
- (2)借用者の責めにより視聴覚教材を破損又は紛失した場合は、修理等の実費を借用者より徴収するものとする。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 5 月 29 日から施行する。
- 2 この要綱の一部を、平成 20 年 6 月 16 日に改正する。

年 月 日

## 貸 与 申 請 書

(一社) 川口地区労働基準協会 様

申請事業所名代表者職氏名職印所 在 地 〒電 話FAX

貴法人が所有する視聴覚教材について、安全衛生関係視聴覚教材貸与実施要綱に基づき下記のとおり貸与を申請します。

記

教 材 の 種 類		1.OHP機器 2.DVD 3.ビデオテープ 4.その他 ( ) (貸与を希望する番号に○をつける。)			
整 理 No.		借 用 教 材 名 (タイトル)			
1					
2					
3					
4					
5					
教 材 使用 目 的					
借 用 期 間		年 月 日 ( ) ~ 月 日 返却日			
使 用 場 所					
貸 与 方 法		貸出	来会 · 宅配便等	返却	来会 · 宅配便等
担 当 者 職 氏 名		電話 —			